

## 日本国外にお住まいの被爆者の皆様へ

日本国外にお住まいの被爆者の方(被爆者健康手帳の交付を受けている方)は、平成 22 年 4 月 1 日から大使館/総領事館において次の手当の支給申請ができるようになりました。

詳しくはこちらを御参照ください。

- ・原爆症の認定申請
- ・健康診断受診者証の交付申請
- ・爆者健康手帳の交付申請(被爆者援護法の改正により、平成 20 年 12 月 30 日からできるようになりました。)
- ・健康管理手当、保健手当、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当及び葬祭料の申請手続
- ・在外被爆者保健医療助成事業の手続

### 【在外被爆者保健医療助成事業について】

- ・[在外被爆者保健医療助成事業の見直しに関するお知らせ](#)
- ・[在外被爆者保健医療助成事業の手続について](#)
- ・[The Medical Expense Support Program for Overseas Atomic Bomb Survivors](#)